

お客様各位

令和5年2月28日

【 適合証明業務手数料一部改定のお知らせ 】

ユーディーアイ確認検査株式会社

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年4月1日より、フラット 35 S の選択の有無に関わらず省エネ基準が要件化されます。それに伴い全ての新築住宅に対しフラット 35 S の基準と同等の審査が必要になる為、新築住宅に係る適合証明業務手数料を改定することといたしました。

1. 改定内容：新築一戸建等住宅及び新築共同建て住宅の適合証明業務手数料の改定  
令和5年4月1日以降の手数料表につきましては、別添1（表1）をご確認ください。
2. 改定時期：令和5年4月1日以降の申請受付分より

但し、断熱構造等について従前の基準（断熱等性能等級2相当）を適用する物件につきましては、令和6年3月31日までは改定前の手数料（別添1（表2））を適用させていただきます。

※従前の基準を適用可能な条件につきましては「別添2【フラット 35】省エネ技術基準の適合証明手続のポイント」をご確認ください。

誠に勝手なお願いではございますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上